

- (二) 日本工業規格又は日本農林規格に規格の定めがないリサイクル製品及び特定リサイクル製品で、県が定める土木工事等に係る共通仕様書又は国が定める建築工事等に係る共通仕様書（以下これらを「共通仕様書」という。）に規格の定めがあるもの（知事が共通仕様書に定める規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品を除く。） 共通仕様書に定める規格
- (三) (一)及び(二)に掲げるリサイクル製品以外のリサイクル製品 知事が秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定める規格
- 六 次の(一)及び(二)に掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定めるリサイクル製品ことの原材料に占める循環資源の割合に関する基準（以下「配合率基準」という。）に適合すること。
- (一) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク認定基準（以下単に「エコマーク認定基準」という。）に配合率基準が定められている商品類型に属するリサイクル製品（知事が当該配合率基準によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定める商品類型（二）において「特定商品類型」という。）に属するリサイクル製品を除く。） 当該リサイクル製品が属する商品類型に係るエコマーク認定基準に定める配合率基準
- (二) エコマーク認定基準に配合率基準が定められていない商品類型に属するリサイクル製品及び特定商品類型に属するリサイクル製品 知事が秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定める配合率基準
- 2 前項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項（現に販売されているリサイクル製品について認定を受けようとする者にあつては、第六号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書、当該リサイクル製品が同項第三号から第六号までに掲げる要件に適合していることを証する書類その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 リサイクル製品が製造又は加工される工場又は事業場の所在地
- 三 リサイクル製品の種類及び用途
- 四 リサイクル製品の原材料の種類、性状及び数量（原材料のうち循環資源又は半製品等については、規則で定める事項）
- 五 リサイクル製品の製造又は加工の方法
- 六 リサイクル製品の販売開始予定時期
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 知事は、認定を行おうとするときは、あらかじめ、秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、認定の申請に係るリサイクル製品が認定要件のいずれにも適合していると認めるときは、認定をするものとする。

5 知事は、認定をしたときは、その申請をした者に対し、認定証を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

6 認定の有効期間は、認定の日から同日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの期間とする。

(認定の更新)

第七条 前条第六項の有効期間の満了後引き続き認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に対し、認定の更新を申請することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定リサイクル製品の表示)

第八条 認定事業者は、規則で定めるところにより、認定リサイクル製品に認定を受けた旨の表示をすることができる。

2 何人も、認定リサイクル製品以外の製品に、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(変更等の届出)

第九条 認定事業者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

一 第六条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、用途に限る。)に変更があつたとき。

二 第六条第二項第四号及び第七号に掲げる事項のうち規則で定める事項に変更があつたとき。

三 認定リサイクル製品の製造等を廃止したとき。

四 その他規則で定める場合に該当するとき。

(認定の取消し)

第十条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定リサイクル製品が認定要件のいずれかに適合しなくなったとき。

二 第六条第一項後段に該当し認定を受けた場合であつて、正当な理由がないのに、同条第二項の規定による申請をしてから六月以内に認定リサイクル製品を販売しなかつたとき。

三 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定により認定を取り消すこととする場合に準用する。

3 知事は、第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 第一項の規定により認定を取り消された者は、その製造等に係る製品に第八条第一項の表示をしてはならない。

(県の認定リサイクル製品の調達義務)

第十一条 県は、県の行う工事又は物品の調達に当たっては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格である認定リサイクル製品がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならない。

2 県は、毎会計年度終了後、当該年度における認定リサイクル製品の調達の状況を公表しなければならない。

第三章 秋田県リサイクル製品認定審査委員会

(設置及び所掌事務)

第十二条 第六条第一項第五号(一)、(二)及び(三)、同項第六号(一)及び(二)並びに同条第三項(第七条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、知事に意見を述べるため、秋田県リサイクル製品認定審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の諮問に応じリサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第十三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十四条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第十五条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第十六条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源若しくは半製品等を供給し、若しくは供給しようとする者(以下この項において「認定事業者等」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境影響評価審査会の委員及び専門委員」を
「環境影響評価審査会の委員及び専門委員
リサイクル製品認定審査委員会の委員」
に改める。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県株式会社 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(062)8766 FAX(063)0005
 E-mail: matsubara@matsubarasatsu.co.jp